

原告団ニュース

2022年11月1日 第10号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

2022年11月28日（月）11時～ 仙台地方裁判所第101号法廷

女川原発再稼働差止訴訟 第5回口頭弁論

開廷前集会 10時～裁判所前三角公園

報告集会 12時～仙台弁護士会館4階（原告団挨拶／弁護団からの報告／連帯のご挨拶）

県民が避難計画の実効性に大きな関心を持っているかが決定的

第5回口頭弁論（結審）に多くのご参加を！

女川原発再稼働のニュートンが、あたかも既定のことのように流される中、「この避難計画の下では再稼働は許されない」との司法の判断が、住民のいのちと健康、ふるさとを守るため、裁判も、いよいよ11月28日に原告団の最終陳述をもつて結審することとなり、この期日と同時に判決の申し渡しが同時指定される、正に大詰めの日を迎えることとなりました。

私たちは原告団と弁護団は、12次におたる詳細な準備書面と情報公開で得た膨大な証拠書類により、この避難計画がいかに実効性に欠けるかを立証してまいりました。

これに対して、被告・東北電力は、女川原発2号機で事故が起きる具体的危険性を主張しない原告の提訴は却下すべきと繰り返し訴え、実効性については全く主張しませんでした。

後には、こうした経緯を裁判所がどのように判断するかです。裁判所のまともな判断のために、11月28日に多くの皆さんの傍聴を頂き、避難計画の実効性の有無に県民がいかに大きな関心を持っているかを示すべく、頂上のご参加を心からお願い致します。

女川原発再稼働差止訴訟原告団 団長 原伸雄

《弁護団報告》

1 第4回口頭弁論期日の報告

去る2022年9月21日（水）10時半から、仙台地方裁判所において、第4回口頭弁論期日が開催されました。この期日に先立って、原告からは、第10準備書面（情報公開請求に対する回答結果を踏まえた、検査場所追加主張等）や第11準備書面（上岡意見書に基づく、検査場所追加主張等）及び第12準備書面（被告最終準備書面に対する反論）を提出してまいりました。一方、被告からも、最終準備書面が提出されておりました。被告の最終準備書面は、避難計画の実効性欠如について正面から反論するものではないことは、No.9ニュースで記載したとおりです。同期日においては、まず、このような当事者が提出して来た準備書面の確認と陳述、調べを行いました。

2 第5回口頭弁論期日に向けて

かえれば車両で埋まり、資材等が検査場所に届かない等という主張）について認否するのかがどうか、について釈明してまいりました。同期日には、裁判所は被告に対して、このような事項に回答・認否するのかがどうかを、確認しました。被告は回答・認否しないという点でも、原告の避難計画の実効性が欠如するのではないかという不誠実な戦術が貫かれました。今後、この裁判所としては、今後、これまで提出された準備書面・証拠を精査し、次回期日まで確認事項があれば確認するということでしたが、先日、裁判所から確認事項はないということが伝えられました。

また、原告側は、裁判所に對して、被告が検査場所の要員数600名の根拠、派遣方法、確保済みかどうか、要因の検査場所に関する事項、及び被告が認否していない事項（「数日後開設」を知らない避難者は避難指示が出ればすぐに検査場所に向かうこと、避難者がすぐに検査場所に向

第5回口頭弁論期日では結審し、判決期日が指定される見込みです。同期日には、原伸雄原告団長により意見陳述が予定されています。この原代表の意見陳述によって、これまでの法廷闘争及び法廷外の活動によって、避難計画の実効性欠如がいかに明らかとなり、原告らが杜撰な避難計画によってどのような不安、心配を抱くこととなったのかを、裁判官に再度認識してもらおうと考えています。このように、第5回口頭弁論期日は、本訴訟の最後の口頭弁論期日となる見込みであり、原伸雄原告団長による意見陳述書もありません。裁判官に、原告らだけでなく、多くの石巻内外の市民が女川原発の再稼働に不安を覚え、本訴訟に注目しているかと印象づける必要がありますので、多くの方の傍聴をお願いしたいと思います。女川原発差止訴訟弁護団 弁護士 松浦健太郎

